

危険物に関する安全対策

本対策で定義する危険物は、主に消防法に基づく危険物を対象とする。

1. 危険物に関する安全管理の徹底

1.1. 危険物に関する正しい理解

危険物を取り扱う学科において、危険物の保管及び危険物を扱う実験の実施に対する全体指針を設けるとともに、危険物を取り扱う教員が危険物に関する正しい知識を習得するように安全管理・教育を徹底する。各教員は、全体指針を遵守しつつ、それぞれの研究内容に応じてさらに詳細なガイドラインを策定し、指導学生への安全教育を行う。

1.2. 危険物を扱う実験に対する対策

危険物を扱う実験のうち、特にリスクの高い作業については必ず2名以上で行う。直接の実験作業を行う者が1名であっても、少なくとも1名以上が付き添う。また、上記作業は、緊急時に対応ができるスタッフ（本学と雇用関係にある教員、RA等）が初期消火の可能な範囲に在室している体制で実施する。ただし、危険物や作業内容によって危険性の程度が異なるため、各学科において上記1.1の全体指針の中で該当する危険物と実験の種別を定義するものとする。

1.3. 危険物に関する管理体制の整備

危険物を取り扱う学科において、危険物安全管理担当者※（学科長または学科長が指名する教員）を設定する。危険物安全管理担当者は、危険物に関する安全講習会等を定期的実施して安全教育に努める。また、危険物安全管理担当者は、各研究室における全体指針の遵守状況を定期的確認し、不備があれば当該研究室に指摘を行う。指摘後も全体指針への違反など不適切な行為が見られた場合は部局長に報告し、部局長は当該研究室に対して改善指導を行うものとする。なお、部局長の指導により改善が見られない場合または保安上緊急的な対応が必要と認められる場合は、学長は一時的な研究室の閉鎖、実験の中止等の措置を講じることができる。

2. 防災体制の構築

2.1. 防災用具の整備

防火扉、排煙ボタン、誘導灯等の消防設備を妨げるような遮蔽物を置かないことを徹底する。危険物を扱う実験室において、発火、爆発の危険性に応じて消火器、消火砂、防火シート等の初期消火用具を整備する。特に危険物が多い実験室に対しては、当該フロアに防護服や防

煙マスク等を整備する。

2.2. 危険性の可視化

火災等が発生した際に適切な消火活動を行うために、消火器、試薬庫、廃液タンク等の位置を明示した配置図を入口扉内側に掲示する。また、可燃性溶媒、禁水試薬、放射性同位体など特に注意を要する物質がある場合には入口扉外側・内側の両方に掲示する。

2.3. 消火訓練・避難訓練

危険物を扱う教員および学生は、南大沢キャンパスの避難訓練へ必ず参加するものとする。やむを得ず欠席する場合は事前または事後に相応の訓練を実施する。また、各学科において、危険物を扱う教員および学生に対し、危険物安全管理担当者の指導の下で、初期消火訓練などの実地訓練を毎年実施する。

3. その他

2021年12月4日に発生した火災を含め、本学の過去の火災、事故の教訓を風化させないことが安全対策を継続するうえで極めて重要であることから、今後、過去の火災、事故の事例を安全教育において紹介し、火災等に至った経緯や損害等を共有する。また、学長は、部局長と協議の上で本指針の実効性や継続性を定期的に検証し、必要に応じて見直す。

※ 仮称、組織上の位置づけについては別途検討